

令和4年9月7日

支 部 長 各位  
加盟団体代表者 各位  
会 員 各位

一般財団法人長野県剣道連盟  
会長 加瀬 浩明  
〈公印省略〉

長野県「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」発令に伴う  
行事開催の扱いの改定について（R4.9版）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、長野県が独自で定める「新型コロナウイルス感染症・警戒レベル」発令に合わせ、本連盟の諸行事の開催中止及び延期、特例措置等について見直し（現行 R4.6 版）を繰り返し、対応するとともに各支部・加盟団体の諸行事、各団体の稽古及び諸活動につきましても、それに準じた対応をお願いして参りました。

8月24日付「一般財団法人長野県剣道連盟 今後の行事開催について」でお知らせいたしましたとおり、現在の日本国内における感染急拡大（第7波）の中、全国的に見ても例年どおりの剣道関連行事が開催される方向で進んでいること、現段階では日本政府、長野県ともに強い行動制限を設けていない現状に鑑み、今後の本連盟行事につきましても感染状況を慎重に見極めつつ、可能な限り予定どおりに開催し、剣道の普及及び発展につなげて参りたいと考えております。

つきましては、今後は下記のとおり対応して参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 県剣連主催行事を開催中止とする基準及び対応について

(1) 開催行事が㊦上位大会予選会を兼ねた大会 ㊦審査会 以外の場合、以下に該当するときは、開催中止を原則とする。

①日本政府から「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発令されたとき

②全県に長野県独自の感染警戒レベル「6」が発令され、県民に対する行動制限・イベント開催制限等がかかったとき

③会場使用が不可のとき

(2) 行事開催にあたって（開催可否の判断等含め）は、以下のとおりの対応とする。

①期日、会場等を変更して開催することができる場合は、延期または代替行事を開催する。

②行事開催にあたっては行事の内容・会場の広さ・参加対象・参加者数等を加味して、その都度、慎重に開催可否の判断をする。

③上記（1）に該当しない場合でも、状況によっては開催中止とすることがある。

- 2 支部・加盟団体（所属する団体を含む）における行事（通常稽古を含む）開催の対応について
- (1) 開催中止の基準と対応については県剣連主催行事と同等とするが、行事開催会場含め、支部・加盟団体（所属する団体を含む）が所在する圏域（保健所管轄）において、長野県独自の感染警戒レベル「6」が発令されたときは、慎重に開催可否の判断をすること。
  - (2) 長野県独自の感染警戒レベル「6」の状況で行事を開催する場合は、別紙「実施計画書」を県連に提出すること。
  - (2) 長野県独自の感染警戒レベル「5」以上の状況で行事開催を検討する場合は、事前に県剣連に相談すること。
  - (3) 行事開催にあたっては、本連盟の各種ガイドラインに基づいて実施するものとし、具体的な感染症対策を実施要項に記載するなどし、参加者に周知することとする。

3 行事参加にあたって

- 参加者（観客・応援者を含む 以下同じ）は事前に本連盟の各種ガイドラインを熟読しておく。
- 参加者は行事開催期日 14 日前から健康観察をし、その結果を「参加者確認票兼健康チェックシート」に記録し、行事当日に必ず提出する。

4 県剣連行事開催に関する連絡について

- その都度、県剣連 HP 掲載及び各支部・加盟団体に通知する。

以上

一般財団法人長野県剣道連盟 副会長兼専務理事 常田 政邦 〒380-0844 長野市諏訪町 503 TEL 026-237-8939 FAX 026-235-8266
---